

令和4年11月
法務省民事局

公正証書のデジタル化に関するアンケート調査への協力をお願い

平素より法務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法務省においては、現在、公正証書に関するデジタル化（※詳細は、次ページをご参照ください。）を検討しており、このアンケートは、そのニーズ調査のため、公証役場を利用された方々にご協力をお願いするものです。

数分程度で終わる簡単なアンケートですので、ぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本アンケートは Web アンケートとなりますので、下記の URL 又は QR コードから回答フォームにアクセスしていただき、回答をご入力ください（回答受付期間：令和4年12月31日まで）。

《回答フォームのご案内》

URL

<https://forms.gle/mxFUEVMGVXce2P756>

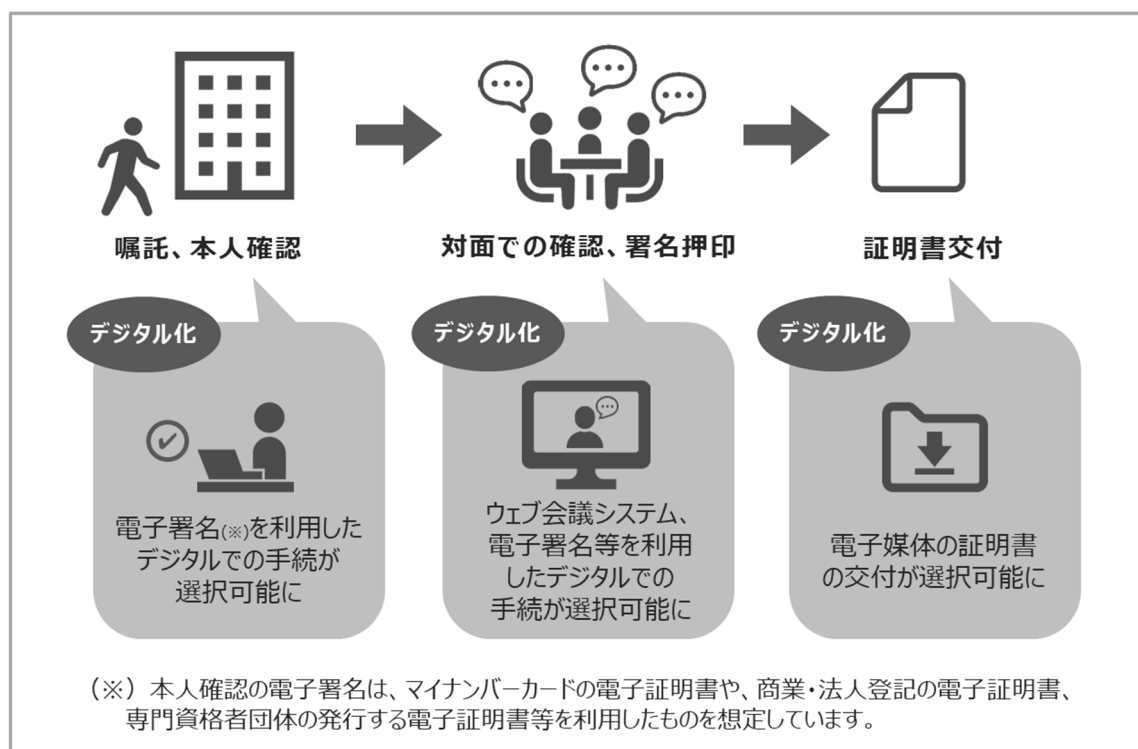
QR コード



(※) 法務省において検討しているデジタル化のイメージ

現行制度の下では、利用者が公証役場に来所して（又は公証人が出張して）、対面で公正証書の内容の確認（読み聞かせ等）や署名・押印を行ったり、公正証書の正本・謄本を書面で交付する必要があります。

デジタル化後は、電子署名やウェブ会議システムを利用することにより、公証役場に来所することなく、デジタルで上記の手続を行うことや、電子媒体の証明書の交付等を選択できるようにすることを検討しています。



《アンケートの項目》 ※回答フォームからご回答ください。

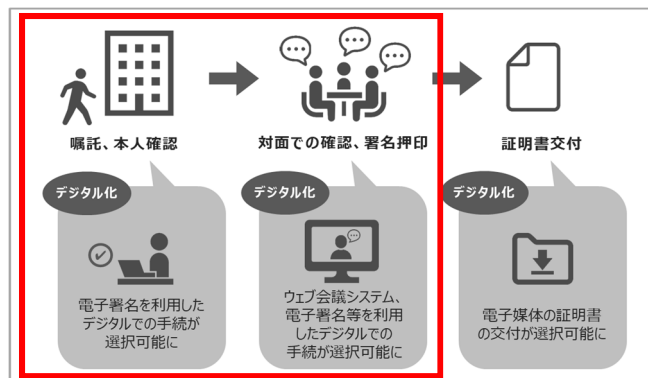
1 ご回答者様の属性に当てはまるものお選びください。

- 専門資格者又はその補助者
- その他

2 これまで公正証書を作成したことがありますか。ある場合には、どれくらいの頻度で作成されていますか。以下の中から当てはまるもの（正確でなくても構いません。）をお選びください。

- はじめて
- 作成したことがある
 - 年 1 回以下
 - 年 2 回以上～年 10 回未満
 - 年 10 回以上

3 公正証書の作成の嘱託手続（公正証書作成の依頼とこれに伴う本人確認）や公証人との対面での確認手続（読み聞かせ、署名・押印等）を、デジタル（電子署名、ウェブ会議システム等）で行うことができるようになった場合、デジタルによる手続を利用してみたいと思いますか。以下の中からお選びください。



- 積極的に利用したい
- 利用してもよい
- 利用したいと思わない

